

2018 年度版 ビジュアル宅建士テキスト

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 30 年 3 月 12 日
 (株) 住宅新報出版
 TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。平成 30 年の試験より、以下のように変更されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P. 303 ①「補助的地域地区」の種類表内 一番下の 特例容積率適用地区 上から 1 行目～	特例容積率適用地区---第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、工業専用地域を除いた用途地域内で定められる。	特例容積率適用地区---第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、 田園住居地域 、工業専用地域を除いた用途地域内で定められる。
P. 432 上から 3 行目と 9 行目	平成 30 年 3 月 31 日までに～	平成 33 年 3 月 31 日までに～

【正誤】 上記書籍に、以下のような正誤が見つかりましたので、ご訂正ください。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P. 76 決議等の決定のための必要割合表内 左側下から 2 段目	不届き者に対する裁判所への提訴	不届き者に対する裁判所への提訴 (行為の差止請求)
P. 139 下から 5 行目～	そして、契約解除の申入れの効力は、申入れ時より 3 カ月経過後に生じます (民 617①二)。	そして、契約解除の申入れの効力は、 賃借人から申し入れたときは 3 カ月経過後、賃貸人から申し入れたときは 6 カ月経過後 に生じます (民 617①二、 借 27①)。
P. 140 上から 5 行目	～は、申入れ時より 3 カ月経過後です (民 617①二)。	～は、申入れ時より 6 カ月経過後 です (民 617①二、 借 27①)。
P. 287 上から 6 行目～	(2) 宅建士の罰則には” 罰金” がない (業 86) 宅建業法に定められた宅建士についての罰則には、罰金がありません。あるのは、～の三つについての 10 万円以下の過料だけです。	(2) 宅建士の罰則は” 罰金” と” 過料” (業 83、86) 宅建業法に定められた宅建士についての罰則は、 報告義務違反の 50 万円以下の罰金があります。それと、～の三つについての 10 万円以下の過料です。

ページ・位置	誤	正
P. 419 下から 5 行目、 下から 3 行目～	③農地又は農地+採草放牧地の転用のための権利移動(5条) 注目1 ～上記4条の「注目1・2」は同じく適用があります(農5①六)。 注目2 採草放牧地のみでの転用目的の権利移動は許可不要。	③ 農地又は採草放牧地 の転用のための権利移動 (5条) 注目1 ～上記4条の「 注目1 」は同じく適用があります(農5①六)。 注目2 採草放牧地を 農地 に転用目的の権利移動は 3条許可が必要 。
P. 432 下から 3 行目	家屋が新築された日から 6 カ月を経過～	家屋が新築された日から 6 カ月 (宅建業者が取得する場合は 1 年) を経過～(地73-2②但)。
P. 438 下から 5 行目	b. 取得物件の価格が譲渡物件の価格を下回ればその差額について、課税。	b. 取得物件の価格が譲渡物件の価格を下回ればその 譲渡益 について、課税を 繰延べ できる。
P. 441 各種特例の併用適用のまとめ表内	「特定居住用財産の買換え特例」と「住宅ローン控除」の重なる欄・・・「OK」	「特定居住用財産の買換え特例」と「住宅ローン控除」の重なる欄・・・「一」
P. 444 不動産登記の主な登録免許税の課税標準と税率表内 左側、登記事項欄の下から 1 段目	所有権の移転の仮登記 移転の請求権の保全のための仮登記	所有権の 保存 の仮登記

ご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございません。何卒よろしくお願い申し上げます。(中神エマ)